

第5号議案

「第9回文京区見どころ絵はがき大賞」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成31年2月6日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子



別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2019年 /月 21日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） NPO法人 文京建築会

住所（所在地） 文京区関口 1-43-5

代表者名 (ふりがな) さつた ひでお

代表者連絡先 (事務担当者) 宮本直文 090-1129-2194
薩田 英男



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 後援名義を使用したく申請します。

記

事業名	第9回 文京見どころ絵はがき大賞		
実施期間	2019年 3月 18日（月）から 2019年 8月 25日（日）まで(日間)		
実施場所	文京区内 (シセイワセンルー 1Fモザイク, 26Fスカイナーハ)		
事業内容	目的※	児童・生徒の身の周りで自慢したい場所・物・人・事を絵はがきに表現し、自身が日頃生活をする文京区のいいところを再発見をしてもらうこと。	
	内 容	区内の見どころを絵はがきにして送ってもらう。	
	対象者	文京区に関心がある方々 (参加予定人員 500人)	
	参加費	切手代	
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	共催申請中 文京区・(公)文京アゲミー・文京区観光協会・郵便局側中央北地区		
備 考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名 第9回文京見どころ絵はがき大賞

団体名 NPO法人 文京建築会

収入	単位：円	支出	単位：円
団体協賛	250,000	打合せ・準備	50,000
企業協賛	200,000	審査会	5,000
前回繰越	91,721	展示会	250,000
		表彰式	150,000
		予備費	86,721
計	541,721	計	541,721

2019年 1月 21日

(備考)

第9回「文京・見どころ絵はがき大賞」事業計画

文京建築会 第9回文京・見どころ絵はがき大賞運営委員会

2018年10月 25日 ・実行運営委員会発足

2019年3月 18日 ・絵はがき作品公募
4月初旬区立小学校全児童・区立中学美術部にフライヤー配布
4月区内掲示板にポスター掲示
過去の応募者にダイレクトメールを送付
区内図書館等、区の施設にパンフレット・ポスター配布

5月 ・絵はがき作品公募締切り

5月 末日 ・応募作品審査会（明化小理科室） 13:30～15:30
審査委員長 樺山紘一氏をはじめ審査員出席予定

8月 区内掲示板に展示会ポスター掲示

8月22日～25日 ・応募作品展示会（シビックセンター1階キャラリー）
受賞作品展示
全応募作品の北上を展示
同時企画展を開催（企画中）

8月 24日 ・入賞作品表彰式（シビックセンター・スカイホール）
全ての受賞者を表彰し、審査員の講評と作者自身に作品の感想を発表。
参加予定人数は受賞者の家族・友人を含め100名を予定

特定非営利活動法人文京建築会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人文京建築会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区関口一丁目43番5号株式会社野生司環境設計内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象とし、地域の特性を生かした公共施設整備、防災まちづくり、景観整備などの活動を展開することで、建築と環境に関わる文化の創造発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)観光の振興を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)公共施設整備事業
- (2)防災まちづくりコンサルティング事業
- (3)景観整備事業
- (4)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。) 上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 協賛会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) ユース会員 この法人の目的に賛同し共に活動する個人

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 3 代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人以上2人以内を代表とし、1人以上2人以内を副代表とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 15 条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任、役員の職務及び報酬
- (6) 解散時における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から、代表が指名し、選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した社員の 2 分の 1 以上の同意があつた場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での議決権等)

第 28 条 正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 理事全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での議決権等)

第37条 理事は、理事会において各1個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表	野生司 義光
代表	薩田 英男
副代表	山下 保博
副代表	宮本 直文
理事	栗生 明
監事	片山 律

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員（個人・団体）	5,000円
	賛助会員（個人・団体）	5,000円
	ユース会員（個人）	0円
(2)年会費	正会員（個人・団体）	3,000円
	賛助会員（個人・団体）	1口 5,000円（1口以上）
	ユース会員	1,000円

役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿

平成30年 4月 10日現在

特定非営利活動法人 文京建築会

	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無	役職名等
1	理事	(テシマタモツ) 手嶋 保		無	代表
2	理事	(サツタヒデオ) 薩田 英男		無	代表
3	理事	(ホリシンイチロウ) 堀 紳一朗		無	副代表
4	理事	(ミヤモトナオフミ) 宮本 直文		無	副代表
5	理事	(クリュウアキラ) 栗生 明		無	
6	監事	(カタヤマリツ) 片山 律		無	
7					
8					
9					
10					

